

2018年1月15日より規制が開始されています

クビアカツヤカミキリは、外来生物法に基づく 特定外来生物に指定されました。

- 特定外来生物は、飼養（飼育）・保管、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されています。
- 外来生物法に違反すると、個人の場合は最大で 300 万円の罰金もしくは 3 年間の懲役、法人の場合は最大で 1 億円の罰金が科されます。

成虫の特徴

全体的に光沢のある黒色で、胸部(クビの部分)が赤い



体長
2.5 ~ 4 cm
(触角は含まず)

原産地は中国、朝鮮半島、ベトナム北部など。貨物などの物資にまぎれて日本に侵入したと考えられています。



成虫は 5 月末 ~ 8 月に発生します。

すぐに交尾した後、飛び回って幹や主枝の割れ目に産卵します。ふ化した幼虫は木の内部に入り込んでいきます。

木の中でさなぎから成虫になり、幹に細長い穴(脱出孔)をあけて、出てきます。



幼虫(左下)と脱出孔(右上)の写真提供: 埼玉県環境科学国際センター



幼虫

幼虫は樹木の内部で、2 ~ 3 年かけて成長し、さなぎになります。



幼虫が入り込んだ樹木からは、大量のフラス(幼虫のフンと木くずが混ざったもの)が排出されるので、目印となります。

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモ、カキなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう外来昆虫です。加害された木は衰弱し、やがて枯れてしまいます。

2012年に日本国内で初めて発見され以来、全国各地に次々と分布を拡大し、街路樹や果樹園で被害が出ています。

被害の拡大を食い止めるためには、見つけたら早期に駆除することが重要です。

上の写真のようなカミキリムシやフラスを見つけた場合は、土地や施設の管理者、最寄りの関係行政機関にお知らせください。

◆ 全国に飛び地的に拡がっています

今後、いつ・どこの地域で見つかってもおかしくありません。

被害1

ウメやモモ等の果樹を加害し、**甚大な農業被害**をもたらします。

被害2

サクラやウメ・モモ以外にも様々な樹種を食害するため、**生態系にも影響**をおよぼすおそれがあります。

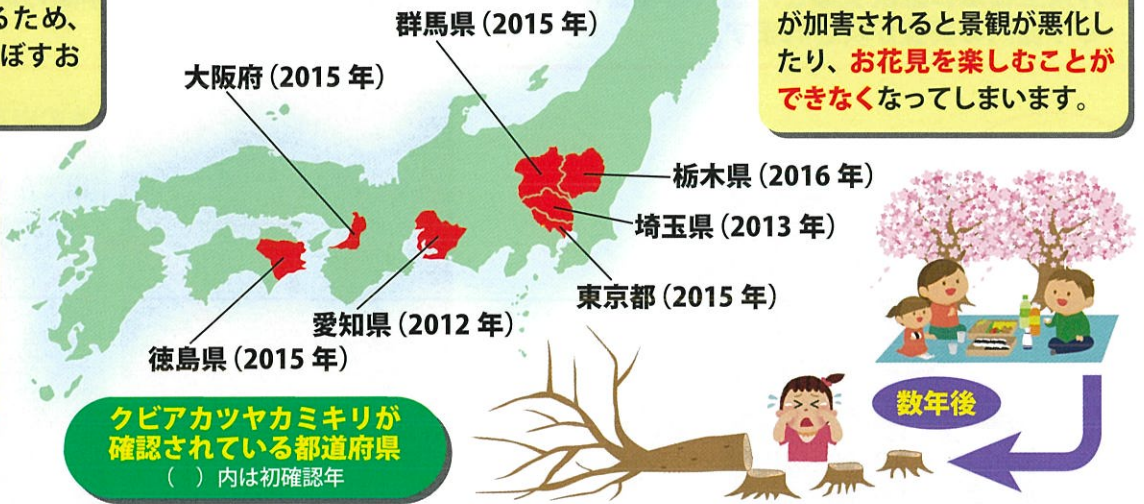
被害3

公園や街路樹などのサクラが加害されると**景観が悪化**したり、**お花見を楽しむことができなくな**ってしまいます。

幼虫に食害された樹木の内部



写真提供：埼玉県環境科学国際センター



食害が進むと、枝が落ちたり木が倒れたりして、人がけがをするおそれがあります。また、まん延を防ぐために薬剤を注入したり、場合によっては枯れていなくても伐採しなくてはならないこともあります。

防除・伐採時の留意点

- 伐採後も幼虫は木の中で生き続け、成虫になることができるため、**伐採した材は放置せず、速やかに焼却または粉碎**する必要があります。切り株に穴が空いている場合は、ネットをかぶせるなどの処置をしてください。
- 伐採したり、枯死した樹木を安易に移動させると、クビアカツヤカミキリを拡散し、被害の拡大につながるおそれがあるため、**移動させる前に適切な処置をする必要**があります。
- 防除のために木にネット等を巻く場合、樹木とネットを密着させると食いやぶってしまうため、ある程度余裕をもたせてください。



もし、クビアカツヤカミキリを見つけたら

- 下記の環境省地方環境事務所、または土地や施設の管理者、自治体窓口までご連絡ください。
- 発見日時、発見場所、発見時の状況をお知らせください。
- 可能であれば、写真を撮影してください。
- 成虫を捕まえた場合は殺処分してください(生きたまま持ち運ぶことは違法となります)。
- 死んでいる個体であっても、見つけた場合には連絡してください。

お問い合わせ

釧路自然環境事務所 0154-32-7500
北海道地方環境事務所 011-299-1954
東北地方環境事務所 022-722-2876
関東地方環境事務所 048-600-0817

長野自然環境事務所 026-231-6573
中部地方環境事務所 052-955-2139
近畿地方環境事務所 06-4792-0706
中国四国地方環境事務所 086-223-1561

高松事務所 087-811-7240
九州地方環境事務所 096-322-2413
那覇自然環境事務所 098-836-6400

環境省外来生物対策室 TEL 03-3581-3351

環境省「日本の外来種対策」
<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

